

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年3月までの期間及び37年8月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から37年3月まで
② 昭和37年8月から38年3月まで

私達夫婦は、A市の集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していた。集金人が定年前後の華奢きゃしゃな感じの男性であり、今でも顔がはっきり思い浮かぶ。保険料を納付した後、国民年金手帳に検認印を押してもらっていた。申立期間が未納とされているが、間違いなく納付したので、納付を認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が始まった昭和36年4月から60歳になるまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、その納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の妻は、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、申立人の妻の申立期間の保険料は納付済みであることがオンライン記録上確認できる。

さらに、申立人の妻は、申立期間当時の保険料の納付方法や集金人の風貌ふうぼうを具体的に証言しており、その主張に不自然さは見られない上、申立期間の前後を通じて、当時の申立人世帯の住所や仕事等生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和42年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月21日から同年12月20日まで
昭和38年3月にA社に入社以来、同社に継続して勤務していたのに、年金記録の無い期間があるのは納得できない。年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の「退職者一覧台帳」及びB健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年11月21日にA社C支店からA社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和42年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、事業主が申立人の資格取得日を昭和42年12月20日と届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場の資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月20日から同年4月1日まで

昭和43年4月1日にA社に入社し、1年間の研修後、44年4月1日付けで同社C工場に配属となったが、研修終了日（昭和44年3月20日）にいったん資格喪失となっている。A社を辞めたのではなく、B工場からの異動であり納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社から提出された従業員カードの記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年4月1日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和44年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社が保管する同社B工場に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の被保険者資格の喪失日は、オンライン記録どおりの昭和44年3月20日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社

会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に
充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る
保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 851

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和48年12月は20万円、49年1月から同年4月までは16万円、同年5月から同年9月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月1日から49年10月1日まで

A社本社から同社B支店に転勤で異動した直後の昭和48年12月から49年9月までの期間の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与月額と相違している。調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和48年12月は20万円、49年5月から同年9月までは20万円、報酬額から、同年1月から同年4月までは16万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当社が保管する申立人に係る『厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書』において、標準報酬月額13万4,000円の記載が確認できることから、当時、届出等に係る事務処理の誤りがあったと思う。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀国民年金 事案 954

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年8月から平成2年3月まで
母親が役場からの通知に従って国民年金の加入手続をし、自治会の会長に国民年金保険料を納めていたので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年3月ごろに申立人の弟と共に連番で払い出され、2年4月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格が取得されていることが確認でき、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、「息子と私自身の保険料を、毎月、自治会の会長に納付していた。」と証言しているが、国民年金の加入時期や申立期間に係る保険料の納付状況についての記憶は曖昧である上、国民年金被保険者台帳によると、母親は、昭和53年度から国民年金保険料を前納していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の弟について、申立期間の一部を含む期間である20歳に達した昭和61年*月から平成3年3月までは未加入期間である。

加えて、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年6月まで

昭和51年4月にA市からB市へ移転し、転入手続の際に、夫がB市役所C支所で国民年金の加入手続も行ったが、同年7月からの保険料の納付書だけしか送られて来なかったため、B市役所へ問い合わせ、手書きの納付書で申立期間の保険料をすぐに納付した。

ところが、社会保険事務所(当時)から、申立期間が未加入になっており、当該期間の保険料は還付していると言われた。しかし、私達夫婦は還付金を受け取った覚えも無いし、申立期間を含め、これまで納付したすべての領収書等年金関係の書類があるが、還付についての書類は無い。ずっと申立期間の保険料は納付していると思っていたので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張のとおり、申立期間については、申立人に係る国民年金被保険者台帳、B市の国民年金被保険者検認台帳及び申立人の所持する領収証書により、申立人が申立期間の保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、申立人が国民年金の任意加入被保険者として資格を再取得したのは昭和51年7月17日であり、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、上記の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間について斜線が引かれ、還付決定日、還付決定金額、還付期間が記載され、昭和51年度の納付月数の記載が「12」から「09」へ訂正されていることが確認できる上、B市からの転入先であるD市の国民年金被保険者記録においても、申立期間は国民年金の

被保険者資格の無い期間とされており、申立人がB市からD市へ転入した際に、管轄の社会保険事務所間で移管された国民年金被保険者台帳から、未加入期間の保険料の納付が判明したため、いったん徴収した保険料を還付する手続がなされ、そのことが国民年金被保険者台帳に記載されたものと推認できる。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料還付の関係書類は保存期間経過のため存在しないが、国民年金被保険者台帳に記載されている還付決定時の住所及び氏名は、当時の申立人のものと相違が無い上、還付決定日時点には、ほかに充当できる未納期間も無く、誤って保険料が還付されたものとは考え難く、ほかに、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで
② 昭和 34 年 2 月 1 日から同年 4 月 4 日まで
③ 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで

昭和 32 年 10 月 1 日から 34 年 4 月 4 日まではA社に夫婦で勤めていた。その間は、夫婦で一緒に仕事をしていたので、申立期間①及び②について、夫にだけ記録があつて、自分に無いのはおかしい。また、同年 9 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで勤めていたのに申立期間③の記録が無い。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、i) 昭和 32 年 10 月 1 日から 34 年 4 月 4 日まで、夫婦でA社に勤務しており、申立人の夫については同期間全ての厚生年金保険加入記録があるにもかかわらず、申立人自身については、申立期間①及び②の厚生年金保険加入記録が無いこと、ii) 同年 9 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで同社に勤務したにもかかわらず、申立期間③の厚生年金保険加入記録が無いことから、申立期間①、②及び③について記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、事業主は、「約 27 年前に工場を廃業し、B業に転身した際、当時の関係資料を全て廃棄したため、不明である。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、整理番号に欠番は無く、その記録に不自然さは見当たらない。

さらに、同名簿には、申立人及びその夫と同日の昭和 32 年 10 月 1 日に、夫婦でA社に入社したとする同僚夫婦の被保険者資格の取得日も、申立人及びその夫と同日である上、申立人の被保険者資格の喪失日が 34 年 2 月 1 日と記録されている欄及び同資格の喪失日が同年 10 月 1 日と記録されている欄のそれ

ぞれの備考欄には、健康保険証の返納を意味する「証」の記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 42 年 4 月 16 日から 44 年 9 月 26 日まで

昭和 35 年 12 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで継続して、A 事業所に勤務した。申立期間は、夫婦で一緒にする作業をしていたので、夫にだけ記録があって、自分に無いのはおかしい。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 12 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで夫婦で A 事業所に勤務した期間について、申立人の夫については厚生年金保険加入記録があるにもかかわらず、申立人自身については、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことから、申立期間について記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の記録を確認したところ、雇用保険の被保険者記録は厚生年金保険被保険者記録と一致しており、申立期間①及び②の記録は無い。

また、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の所在は不明のため、申立期間当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

さらに、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、整理番号に欠番は無く、その記録に不自然さは見当たらない。

加えて、同名簿には、申立人の被保険者資格の喪失日が昭和 37 年 2 月 1 日と記録されている欄の備考欄に、同年 2 月 14 日に健康保険証の返納があったことを意味する「証 2 / 14」の記載、及び同資格の喪失日が 42 年 4 月 16 日と記録されている欄の備考欄には、同年 6 月に健康保険証の返納があったことを意味する「42 / 6 証返」の記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年3月から同年12月まで
② 昭和20年1月から同年12月まで

A学校在学中、学徒動員により、BとしてC事業所で働いていた。その後、D学校に転校したが、同校でも学徒動員により、E事業所でFとして寮生活をしてきた。この期間の厚生年金保険の加入について調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A学校に在学中、学徒動員としてC事業所で勤務していたとしている。

しかし、A学校に照会したところ、同校の学徒動員に関する記録は残っていない上、申立人は2年終了時に転学しているため、同校の卒業生名簿にも掲載されておらず、申立人に係る学徒動員の状況を確認することはできなかった。

さらに、C事業所について、オンライン記録によると、同所在地において、同事業所名の厚生年金保険の適用事業所は確認できず、法務局における商業登記の記録も無い上、市役所にも照会したが、同事業所に関する情報は得られなかった。

申立期間②について、申立人は、D学校に在学中、学徒動員としてE事業所で勤務していたとしている。

しかし、D学校に照会したところ、申立人の在学記録は残っていたものの、学徒動員に関する記録は無かったため、申立人の当該事業所における勤務状況は確認できなかった。

また、勤労働員学徒として申立人と一緒にD学校からE事業所に勤務していたとされる元同級生は既に死亡している上、オンライン記録を見ても、元同級生の同事業所における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無い。

加えて、勤労働員学徒については労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日）に明文化されている。

このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 6 月 22 日から 26 年ごろまで
A 事業所における厚生年金保険の記録は、昭和 19 年 12 月 1 日から 24 年 6 月 22 日までとなっているが、26 年ごろまで継続して勤務していたように思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「具体的なことは何も覚えていないが、A 事業所において、もう少し長く働いていたように思う。」と主張している。

しかしながら、A 事業所は、昭和 41 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は、「当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況や退職日については分からない。」と回答している上、申立人と同時期に勤務していた元同僚 10 人に照会したところ、7 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務実態、退職日等についての具体的な供述を得ることはできなかった。

また、申立人と同時期に A 事業所に勤務していたその妹においても、「姉がいつまで勤務していたかについては、当時は若かったので記憶に無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

A社を昭和 49 年 1 月 31 日付けで退職したにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が同日となっている。同年 1 月 31 日まで勤務していたので、資格喪失日を同年 2 月 1 日に訂正し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の離職日は、昭和 49 年 1 月 31 日であることが確認できる。

しかしながら、A社からは、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について回答を得ることができなかった。

また、当時の経理担当者は、「当時、厚生年金保険料は翌月控除であり、月末に退職した場合、資格喪失日が翌日となり、保険料の負担が余分にかかるので控除されるのを望まない人が多かったと記憶しており、申立人の資格喪失日を昭和 49 年 1 月 31 日として届け、退職月の厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と証言している。

さらに、A社では、申立期間前後において、申立人と同様に厚生年金保険の資格喪失日及び雇用保険の離職日の両日とも月末日として届けられている者が数名見受けられる。

加えて、申立人は、昭和 49 年 1 月の厚生年金保険料が給与から控除されていたことについての具体的な記憶は無く、申立人の上司及び同僚のいずれの者からも、申立人が同年 1 月 31 日まで勤務していたこと、及び申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことについての具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。